観光地形成促進措置実施計画の認定申請及び実施状況の報告等に関する命令

（観光地形成促進措置実施計画の添付書類）

第一条　沖縄振興特別措置法（以下「法」という。）第七条の二第三項の主務省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一　登記事項証明書（申請者が個人である場合は、その氏名及び住所を証する書類）

二　認定の申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表及び損益計算書（認定の申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における貸借対照表）

（認定観光地形成促進措置実施計画の概要の公表）

第二条　法第七条の二第五項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による同条第四項（同条第七項において準用する場合を含む。）の認定に係る観光地形成促進措置実施計画（同条第一項に規定する観光地形成促進措置実施計画をいう。以下この条において同じ。）の概要の公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

一　当該認定の日付

二　観光地形成促進措置実施計画の認定番号

三　認定事業者（法第七条の二第六項に規定する認定事業者をいう。次条において同じ。）の名称

四　認定観光地形成促進措置実施計画（法第七条の二第八項に規定する認定観光地形成促進措置実施計画をいう。次条において同じ。）の概要（法第七条の二第六項の変更の認定をしたときは、当該変更の概要）

（報告書の提出時期及び手続）

第三条　法第七条の三の規定による報告は、認定観光地形成促進措置実施計画に記載された観光地形成促進措置（法第七条の二第一項に規定する観光地形成促進措置をいう。以下この項及び次項において同じ。）の実施期間中の各事業年度終了後一月以内に、次に掲げる事項を記載した実施状況報告書を提出して行うものとする。

一　前事業年度の認定観光地形成促進措置実施計画に記載された観光地形成促進措置の実施状況

二　前事業年度の収支決算

三　前事業年度の認定観光地形成促進措置実施計画に記載された観光地形成促進措置の用に供する機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物の取得等に関する実績

2　沖縄県知事は、前項の実施状況報告書に関し、認定観光地形成促進措置実施計画に記載された観光地形成促進措置を適切に実施していると認めるときは、当該実施状況報告書の提出を受けた日から原則として一月以内に、認定事業者に対して、当該観光地形成促進措置を適切に実施していると認定したこと及び当該認定の概要を記載した書面を交付するものとする。

3　沖縄県知事は、前項の認定をしないときは、認定事業者に対して、その旨及びその理由を通知するものとする。

附　則

この命令は、令和四年四月一日から施行する。

省　令

○総務省令第二十九号

沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第九条、第三十二条、第三十七条、第五十一条、第五十八条及び第八十九条、地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十七条の六、離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二十条、半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第十七条、奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第三十八条並びに過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）第二十四条の規定に基づき、沖縄振興特別措置法第九条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月三十一日

総務大臣　金子　恭之

沖縄振興特別措置法第九条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令

（沖縄振興特別措置法第九条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正）

第一条　沖縄振興特別措置法第九条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成十四年総務省令第四十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（法第九条に規定する総務省令で定める場合） **第一条**　沖縄振興特別措置法（以下「法」という。）第九条に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。 一　事業税　法第六条第四項の規定による観光地形成促進計画の提出の日（以下この条において「提出日」という。）から令和七年三月三十一日までの間に、次項に規定する施設（以下この条において「対象施設」という。）を新設し、又は増設した認定事業者（法第八条第一項に規定する認定事業者をいう。）（以下この条において「対象施設設置者」という。）について、	（法第九条に規定する総務省令で定める場合） **第一条**　沖縄振興特別措置法（以下「法」という。）第九条に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。 一　事業税　法第六条第五項の規定による観光地形成促進計画の提出の日（以下この条において「提出日」という。）から令和四年三月三十一日までの間に、次項に規定する施設（以下この条において「対象施設」という。）を新設し、又は増設した者（以下この条において「対象施設設置者」という。）について、沖縄県が、当該対象施設を事業の用に供した日の属する年